

第4回香芝市望ましい学校環境検討委員会 議事録

日時 令和7年3月27日(木)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席委員〕 全員出席

会長	赤松	喜久
副会長	奥田	俊詞
委員	岡本	康宏
委員	西山	麻加
委員	甲斐	崇幸
委員	船木	克容
委員	中西	茂雄
委員	吉村	貞廣
委員	高垣	元一
委員	山口	奈々子
委員	松本	百穂
委員	増田	一成
委員	浅井	信成

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長(教育総務課長事務取扱) 玉村 晃章
学校教育課長 陀安 龍也
教育総務課 三富 健幸(事務局・司会)

本文中、(※)内は事務局による追記事項です。

開 会

事務局・司会 まもなく、会議を開催いたします。委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方をお願い申し上げます。携帯電話、スマートフォン等の電源は、お切りになるか、または音の出ない設定にしてください。撮影、録音等はお控えくださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。なお、事務局職員は記録用の撮影、録音を行いますので、あらかじめご了承ください。

事務局・司会 ただいまから、第4回香芝市望ましい学校環境検討委員会を開催いたします。本日は委員の皆様方には公私何かとご多用の中、ご出席賜りまして、お礼申し上げます。本日、委員の皆様には過半数のご出席をいただいておりますので、香芝市教育委員会附属機関設置規則第3条の規定に基づきまして、本委員会は成立しておりますことを事務局よりご報告申し上げます。

それでは議事進行の前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、事前配布の資料としまして、第4回検討委員会の次第。資料1 香芝市の望ましい教育環境について(修正案)。資料2 香芝市の適正規模・適正配置の基準についての整理。資料3 市民の意向の反映方法について

(案)。参考資料としまして、第3回検討委員会の議事要旨、そして当日配布の資料としまして、お手元に資料2-1という、資料2の補足資料をご用意しております。皆様、揃っておりますでしょうか。

ありがとうございます。

事務局・司会

それでは、委員の皆様には、ご発言の際はお手数ですが、マイクのトークボタンをオンにいただき、ご発言が終わりましたら切るようにお願いいたします。

議事の進行につきましては、赤松会長、よろしくお願いいたします。

赤松会長

おはようございます。

着座にて失礼いたします。寒暖差がとても大きい中で体調の維持管理がかなり悩ましい日々が続いておりますが、委員の皆様方におかれましては、定刻前にお集まりいただき、ありがとうございます。時間にも限りがございますので、早速、次第に基づきまして、議事を進めさせてもらいたいと存じます。議事進行がスムーズに進みますよう、委員の皆様方におかれましては、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

赤松会長

本題に入ります前に、議事録の作成のために署名委員2名をお願いするというのが、第1回目の本委員会での決まりとなっておりますので、指名させていただきますと存じます。名簿の順番に高垣委員、山口委員の2名に、本日の議事録に間違いがないかのご署名をお願いいたします。

赤松会長

それでは、ご案内の議事に入ります前に、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針と、このことに関わります取扱いについて、事務局の方からご連絡があったかと存じます。本委員会で議論していただきます事柄と、直接的、間接的に関わりを持ってこようかと存じますので、その件につきまして、事務局の方からまずご説明をお願いしたいと存じます。

教育部次長

はい。基本方針の廃止についてご説明を申し上げます。そもそも、香芝市望ましい学校環境検討委員会は、香芝市附属機関設置条例によって設置されてございます。条例の中には、担任する事項が定められておりまして、香芝市望ましい学校環境検討委員会では、学校再編方針の具体化の検討及び長寿命化計画についての調査審議に関する事項、となっております。香芝市望ましい学校環境検討委員会設置時に、教育委員会から諮問した文書の中には、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針をもとに、香芝市の学校環境の望ましい在り方について具体化していく必要があると記載がございました。第1回の検討委員会におきまして赤松会長に整理していただいたとおり、基本方針は、あくまで確定したものではなく、検討委員会として、それに替わる基準づくりを進めるという形で、委員の皆様にも共通理解をいただいているものと考えてございます。前回、第3回の会議におきましては、望ましい教育環境について、委員の皆様にご概ね新たな方向性をお示しいただいてございます。また、昨年6月には、新市長が就任いたしまして、市長がまちづくりについて方針を打ち出されました。その方針との整合性を図るためにも、委員の皆様には基本方針に縛られることなく熟議を進めていただけるよう、廃止をしたものでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

赤松会長

ありがとうございます。

高垣委員

この会議を持つ意味は、望ましいと書いていますけれども、学校の統廃合をするための会議であるということで、私はそのような気持ちで出席をさせ

てもらっていましたが、今の発表によって統廃合については、没になったということでしょうか。

と言いますのも、学校の統廃合の件が話題に上がった時、今はそのような話はなくなりましたというような話を聞くことがあります。この会議を通して、本当にそうであるのかどうか、教育委員会の方から、はっきりと示していただきたいなと思っています。

赤松会長

ありがとうございます。

今、ご指摘の中身について、いきなり私の方から考え方を述べるのではなく、事務局の方から、ご指摘の点について基本的な考え方をよろしく願います。

教育部次長

はい。望ましい学校環境検討委員会におきましては、学校再編の基準を打ち出して欲しいと考えてございまして、統廃合ありきで進めるのではなく、これからの子どもたちのために、よりよい環境を整えるための基準づくりをしていただきたいと考えてございます。

赤松会長

ありがとうございます。補足の説明でしょうか。お願いします。

教育部長

今、次長が申しましたとおりなんですけれども、おそらく今、高垣委員がおっしゃったように、前回の基本方針の中には、例えばということで、10年に区切って、統廃合の案が示されていました。その案を大きく取り上げられて、問題になったということは、皆さんご承知のとおりであります。ただ、先ほどの説明のように、新しい市長になりまして、まちづくりを大きく変えていくという方針が示されました。今までは人口が減少した場合、このような案もありますよといったような、前の基本方針に示されていましたが、市長のまちづくりの方針と矛盾することや、今まさに適正規模・適正配置の基準づくりをここで議論していただいているので、今までの基本方針は一旦、廃止させていただこうということで、高垣委員がお聞きのことは、そのとおりであるということをご認識いただけたらと思います。

赤松会長

ありがとうございました。
はい。お願いします。

西山委員

西山です。
基本方針が出された時は、まず議会に諮り、その後おそらく他の小学校等の説明会で宿題をいただいた後に、教育委員会が考えたと言っていたと思うんです。説明会でそのように説明を受けたんです。それで、学校再編案が出てきたと言っていたので、委員としてはどうしていったらいいかというのがわからなくて、その案が撤廃と言われたら、なかなか難しい話ではないかと思っています。現時点では。

赤松会長

吉村委員、少しだけ待っていただけますか。
事務局、お願いします。

教育部長

まず基本方針策定のプロセスというところで、この基本方針というのは、一旦、教育委員会会議で承認されているんです。その後、議会の方に諮らせていただいているわけですし、説明会を実施させていただいた時も、議会で承認を得たことについての説明を加えながら、この基本方針の説明をさせていただいているのではないかなと考えています。今回、その当時と状況が変わり、まず三橋市長のまちづくりとは矛盾するであろうということで、廃止

することは教育委員会会議で諮らせていただいて、一旦廃止となっております。もう一度確認させていただきたいのですが、基本方針の中にこの学校をどうするというのが載っていたので、非常に大きな波紋を呼んだということは、もうご承知のとおりです。

そもそも、望ましい学校環境の基準づくりというのは、適正配置・適正規模、具体的に言いますと、統廃合に向けて進んでいかないといけないですよ、ねという基準を作っていただくというのが、この委員会の役割であるというふうに考えています。香芝市の子どもたちにとって、ここの学校は大きすぎる、ここの学校は小さすぎる。ここの学校は綺麗だけど、ここの学校は古い。ここは新しい設備があるけど、こっちにはない。そのようなむらがないように長寿命化計画を作っていくとといけないという、計画づくりのもとになるものを、今ここで話し合っているという認識していただけたらと思っております。その基準にはいろいろな要素があるということで前回、少しサンプルで、例えば、学級数だとか、子どもの数だとか、先生の数だとか、設備のことだとかというような、いろいろな要素がありますということで、投げかけはさせてもらっているわけですが、いよいよこれから、香芝市の望ましい学校環境の方針が今日、おそらく決まると思いますので、その方針に基づいての基準を具体的に話し合っていきたいと思いますというのが、今の局面にあると考えています。以上です。

赤松会長

吉村委員、お願いします。

吉村委員

当初も出口論から入ったことについては、事実なんだろうと思います。教育委員会で作られた10年計画という資料が余りにも唐突に書かれていた。そうすると検討委員会はいらないのではないかと。少し待ってくれと。もう一度原点に戻って、望ましい学校環境とは、というところを検討委員会で、ゼロベースから考えていただいて10年先のあり方を考えていかないといけない部分だと、当初から私はそのようなお話だと思うんです。

先ほどから市長の方針という問題が、大きくこの問題に対して左右しているということで、市長の方針としては、人口減少を食い止めたいということですよ。あくまでも想定された部分ですが、この委員会の中では、現実問題としては、具体的にどうなんだということを、想定論なんかでは議論できないわけですよ。誰が考えても、明らかに10年後には、子どもの数は減るとするのは当然のことだと思います。そこに市長の考え方、思いだけを出してもらうのは、少し我々も検討のしようがないという部分であるので、その数字を並べて我々が議論するのもいけないというふうに思います。

もう1点は、先般メールでいただいた案内ですが、教育委員会で、基本方針はもう廃止しましたということだったのですが、これについては僕自身も、余りにも唐突な文書がポンと来たなと思いました。やはり教育委員会の進め方がまずかったというのは事実ですから、その辺りは真摯に受け止めていただき、今後は検討委員会の内容を重視しますという形で、こちらの方に振られたということによろしいですね。

教育部長

はい。まず、前段の市長のまちづくりの方向性については、矛盾しないように思っております。方向性については、委員の方も特に異論のないところかなというふうに思っております。ただ、先ほど吉村委員がおっしゃったように、こうなったらいいな、こういうことを目指そうという理想論と、実際足元を見ると、子どもたちは減少状況であるとか、施設の老朽化状況ということについては、決して一致するものではないと。

まず、私ども、この委員会の中でご議論いただきたいこととしては、具体的に子どもたちの数がこうなっていく時、施設がこのような状況になって

いった時、香芝市全体の分布がこういう形になっていった時には、このような形で適正配置・適正規模ということを目指していく、その基準を具体的に話し合っていこうというところで、合意いただいているものと考えております。その基準づくりの議論をここで深く、熟議していただくというところで、市長のまちづくりと矛盾しないということは、私ども目指すところ是一緒なんです。学校を統合したいわけでも、廃止したいわけでもない。子どもたちが、本当に良い環境で教育ができるような場を提供することが教育委員会の使命と思っておりますので、それができるようにとは思っております。けれどもむらが出ないように、できるだけベターな状況、そして持続可能な状況というところの基準を基に作っていくことについては、もう一度確認しているところでございますので、ぜひ委員の方々も、そういうおつもりで、ご議論いただければというふうに思っております。

赤松会長 ありがとうございます。
はい、お願いします。

甲斐委員 すみません。甲斐です。
内容的には、何となくわかったんですけども、そもそも検討委員会で諮問されている内容がありますよね。もともとこの基本方針を具体化することと、長寿命化計画を調査審議するという。この諮問内容は、今回のことによって何か変わるということでしょうか。諮問の書面がそのままになっているという状態で、というのは少しいかがなものかなと思うんですけども。

教育部次長 はい。すみません。
今おっしゃっていただいているのは「基本方針を基に」というところについて、具体的におっしゃっていただいているという考え方でよろしいでしょうか。

甲斐委員 諮問についての書面が、基本方針を具体化するためというふうに明記されていたので、その文言を訂正しにしなければならぬのかなと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。第1回の資料です。

赤松会長 今、甲斐委員ご指摘のことについて、私の認識としましては、本委員会に諮問された事項としては、適正配置・適正規模について答申をするということが重大な使命であったかなというふうに認識していますが、少し正確なところでお願いいたします。

教育部次長 はい。諮問の趣旨でございますけれども、一度読み上げさせてもらってもよろしいでしょうか。「香芝市教育委員会では、令和2年3月に『香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）』を策定いたしました。本計画を見直すため、令和5年3月には『香芝市学校施設の再編等に関する基本方針』を作成しました。これからの子どもたちにとって安全で安心できる教育環境を整え、将来にわたってよりよい施設管理を行っていくためのものです。『香芝市学校施設の再編等に関する基本方針』を基に、今後の人口推移や地域の実情等を反映し、将来にわたって全校が適正規模となるよう学校再編の基準作成及び各施設の整備時期、要否等、香芝市の学校環境の望ましい在り方について具体化していく必要があると考えます。つきましては、検討委員会において幅広い御見識と多角的な視点から調査・審議いただきたく、諮問いたします。」となっております。具体化していただきたいのは、香芝市の学校環境の望ましい在り方でございまして、決して基本方針を具体化して

いただきたいということではございませんので、よろしくお願いします。

甲斐委員

ご説明ありがとうございます。

今の説明で内容はわかりましたが、標題が「学校再編方針の具体化」と書いてあるんで、書面の内容がこのままというのは。今日の冒頭の説明で、もうゼロベースで考えてくださいということだったんですけれども、先ほども言ったように、基本方針を基に、という言葉があるんで、そこが矛盾しているということを私は申し上げているわけでございます。もちろん、ここの議論はそれを理解した上で進めますけれども、形式上、この諮問の書面を少し訂正していただくのが、適切ではないのかなと思いましたが、ご意見を申し上げます。以上です。

赤松会長

ありがとうございました。

第1回の折に、我々に諮問された中身は、確かに文字面だけを見ていきますと、今、甲斐委員のご指摘の解釈も当然可能かなと思います。

ただ、第1回のこの委員会で、私の方から発言をさせていただいたかなと存じますが、先ほど事務局の方からもお話いただきましたところで、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の具体的な中身に関わって、大きな混乱があったというか、その情報開示の方法や説明が不足している、或いはその進め方が乱暴であるというような様々なご意見が噴出してきたと。ですから、学校の統廃合それ自体について本委員会で議論をするということではなくて、諮問を受けたのは、我々はこの後段部分を、先ほど事務局からご説明いただきましたとおりの、将来にわたって全校が適正規模となるような学校再編の基準作成。これを答申してくださいという諮問書であったというふうに、私自身は理解をしています。

そうであるなら、第1回の会議時に席上でもお話をさせていただきましたが、文面に「基本方針を基に」ということがありますけれども、この基本方針のすべてがその中身を全否定されるということではなく、まずは案として、どの学校とどの学校を統合していくかというようなことが、既に書き込まれてしまっています。これを前提にするということではなく、学校の適正規模についての考え方もありますけれども、果たしてそれがそのままでいいのかどうかということについて、本委員会としてはまず焦点を当てて、ご検討をお願いしたい。その背景については、先ほど事務局の方からもご説明いただきましたとおりの、市長も新しく代わられて、市政方針の中にも示されています。それとの整合性というようなことで、教育委員会と市の方で詰められた結果、冒頭にご説明いただいた内容になったのではないかなというふうに理解をしています。

ただ、先ほど西山委員がおっしゃっておられた、議会で議決をされたものを、教育委員会の判断で廃止しますというようなことができるのかどうか。その辺りの流れについて少しご説明をお願いいたします。

教育部次長

(※策定時に) 議会の議決をいただきましたので、廃止についても議会の議決が必要ではないかというようなことを我々も法制担当と協議いたしました。(※経緯として、策定時には、)「香芝市議会の議決すべき事件を定める条例」第2条第2号の規定に、「市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向又は執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のもの、の策定、変更又は廃止に関すること。」とされておりまして、これに該当するということで、議会に議決を求めました。しかし今回、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針は、市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向又は執行について定める計画に、該当しないということを法制担当、或いは弁護士資格を有する職員から指摘いただきまして、市議会の議決は必

要がないという判断をしているところでございます。

赤松会長 廃止するということについては、議会としても、ご理解を得た形になっているというふうに押さえてよろしいでしょうか。

教育部次長 はい。福祉・教育委員会におきまして、同様の質問がございました。同じ内容の答弁をさせていただきまして、特に今申し上げたことに関しまして、いろいろな議員の方から指摘を受けたというようなことはございません。

西山委員 西山です。
すみません。そうしましたら、廃止ということをホームページに早急に上げていただき、今までの計画というものを、消していただきたいなと思って
いるんです。以前に、議会の決議をいただいているので消せないということ
を聞いたんですが、それは可能なんでしょうか。

赤松会長 すみません。お願いします。

教育部次長 廃止しましたということは、ホームページに上げさせていただいています。

西山委員 基本方針は、まだ載っていると思うのですが。

教育部次長 今までにあったものは、これですということで載せていますが、それも廃止しております。

西山委員 それでしたら、なくなっているということで載せる必要はないかなとは思
うんですけれども。

教育部次長 そこは、すみません。今、この場ではっきりと言うことができませんので、
検討させてください。

西山委員 ご検討をお願いします。

赤松会長 すみません。
議会で議決をされた中身を廃止するときに、はい、わかりましたというよ
うなことで、素通りをするような形をとってしまいますと、議会軽視という
ようなお叱りを受けそうだなと。その辺りについては、手続き上、法制上の
問題はないというご説明であったかなと思います。
繰り返しになりますが、教育委員会と市の協議の中で、適切なご対応をお
願いいたします。
はい、吉村委員、お願いします。

吉村委員 はい。すみません。
少し、第1回目の振り出しに戻ったかなというふうに思わざるを得ない感
じなんですけれども。第1回目でも申し上げたように、統廃合が目的ではな
いんだというところからスタートしました。結果的に、10年後にこういう
可能性はあるでしょうという結論が出ることは、否めないと思うんです。
現時点からのスタートとして、論点はどこからスタートするのかということ
について、少しビジョンの整理をしていただければありがたいと思います。

赤松会長 はい。高垣委員がご発言された中身とも関連してくるかと思いますが、本
委員会でご審議いただいて、答申までもっていくという責務を担っているの

は、あくまでも学校の適正規模・適正配置に関わる基準です。その基準を策定することについては、また市の方でそれを踏まえていただくということになります。それを基にして、子どもの数の減少であるとかというような香芝市内における状況を勘案していただく。その先で、市長の市政方針の中にもありますとおり、統廃合は絶対にあり得ないということではなくて、統廃合はやむなしというような状況になったと判断せざるを得ない場合には、その基準をもとに、どうしようかというような具体的な動きになる。そういう重いものを持つ基準ということで、統廃合と全く無縁である、統廃合の話はこっちに置くということには、ならない中身であろうというふうに私は考えています。

西山委員、お願いします。

西山委員

人数が減ったから統廃合をしていこうという考えと、人数が減っても統廃合をどうにかして食い止めようという考えとでは、方向性が違うと思うんです。そこが少しわからないです。香芝市は今、国から示されている統廃合の基準、そこよりも少ないかと言われたらそんなことはないと思うんです。他の違う市でしたら、学校で12人、20人であっても、やはり残そうと考えてくれている市というのがあると思うんです。その点がずれているので、あまり話が進まず、私たち委員も方向性が少しわからないので、少し混乱している感じなんです。

赤松会長

はい、高垣委員。

高垣委員

教えて欲しいのですが、この間、令和7年度から関屋小学校に赴任された教頭先生の話聞かせていただきました。「先生は、どこから来られましたか。」「御所市の秋津小学校からです。」ということで。「人数は少ないですね。全校で67名ですが、まだ御所市ではましですよ。御所市の小学校の中には、全学年で33名の小学校があります。」というお話があり、御所市の小学校を調べさせてもらった中で、御所市の葛城小学校では、1年生から6年生までの全校で54名。御所小学校が一番多くて、263人。大正小学校が165人、名柄小学校が40人。そのような人数で、奈良県の7,232人の教職員の定数の中、児童数に近い教員がいますよね。御所市の状態でやっていけるのか。何もせずに。何か問題になっていますかね。

赤松会長

少し待っていただけますか。西山委員からお出しいただいたご意見は、とても大切な中身だというふうに理解をしております。まずその点から、整理になるかどうかはあるんですが、話をさせていただきます。

国が示した、学校適正配置に関わるガイドライン、文科省が示しているものに、一定、基準は示してありますが、その基準を機械的に当てはめるということにならない状況が様々あります。例えば、私が卒業した小学校は、複式学級になっていて、全校児童が20数名ではありますが、統廃合はしていません。なぜかという、限界集落になってしまっているもので、なくしてしまうと、子どもを一番近くの小学校まで通わそうとしても、バスで登下校を行うことは、町がバスを出さない限りは無理というような状況もあり、学校を残さざるを得ないという、そのような状況が様々あります。今、西山委員がご心配のような件については、本委員会でも、基準が一定のところに定まったとしても、機械的に当てはめるのではなく、市としてご配慮いただきたい附帯事項を要望するということは、絶対必要なことだろうというふうに考えております。

ただし、基準がない状態では、市や教育委員会が恣意的に学校の統廃合を進めていくことになっては具合が悪いので、一定の基準はやはり必要になる

かと思います。ですが、その基準の当てはめについてどうしようかという段階においては、機械的にやるのではなく、それぞれの状況を踏まえて適切に、お答えをいただきたいというような附帯事項は、基準を作成して終わりということではなく、絶対に必要だろうなというふうに私自身は考えております。そこで、西山委員がおっしゃっている個別具体の事柄について、配慮が必要だということでもたご指摘賜ればというふうな次第です。

では、高垣委員のことについて、事務局の方からご説明をお願いいたします。

教育部次長

御所市のことでございますけれども、私、御所市の出身でございます、今おっしゃっていただいた、小学校の一つを卒業しております。

御所市というのは今、一つの小中学校にするというような統廃合計画を考えておられるそうです。特に人口の多いところは、御所駅周辺になりまして、先ほどおっしゃっていただいた葛小学校或いは葛城小学校となっています。葛小学校で言えば大淀町との境。葛城小学校というのは、もう少し行くと五條市というところで、統廃合できるかといえ、できないような地理的な位置になっております。御所市のことをすべて網羅しているわけではございませんけれども、良い方だというようなことではなく、かなり御所市教育委員会の方も焦っているようなことは聞いてございます。

統廃合はされる、というようなことを聞いてございます。以上です。

赤松会長

はい。ありがとうございました。

高垣委員ご指摘の点というのは、やはり学校の統廃合は極めて重要な問題で、穏やかな議論で粛々と進むということにはなり得ないこと、極めて繊細な問題を含むというふうに自身も認識をしております。他方で、考えなくてはいけないこととして、先ほど高垣委員もおっしゃっておられたとおり、小規模校というような学校が出現せざるを得ない。しかし、一定の教職員の数は要ります、施設設備の維持も各学校設置の自治体が持ち出しますので、各自治体がそれでもつのだろうかというような辺りは、やはり当該の学校設置自治体がお考えになって、最終的にその基準を基にせざるを得ないよねというようなご判断をしていただくということになるんだろうなと思っております。

赤松会長

さて、そうしましたら、本日用意されております案件の前に、直接・間接に関わる内容であったかなと思いますので、事務局の方から今、ご説明をいただきました、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針を廃止するというに関わりまして、他にご質問やご意見はございますか。

甲斐委員

多分、皆さんが一番疑問に思っていることは、市長の方針に沿う、ということは別にいいとは思いますが、この委員会も3回行われていると思います。2回目、3回目でこの話が出てくるんだったら、皆さん納得すると思うのですが、市長の方針があったのは6月で、半年以上かかり、この年度末にそのような話が出てきたというところで、要するに、なぜここまで時間がかかったのかというご説明があれば、よりありがたいかなと思うのですが、いかがでしょうか。なぜ、このタイミングだったのか。教育委員会会議も何回もやられていたはずなんですけれども、なぜこのタイミングだったのかというのを、少し補足いただけたらと思います。

赤松会長

はい。お願いします。

教育部長

はい。この望ましい学校環境検討委員会の議論が進んできて、ご承知のと

おり前回、こんな基準がありますよ、こういう基準を議論していただきますよといったようなことをお示ししたと思います。今回は、案件2でそれを深めた内容になるのですが、新たな基準が見えてきたこのタイミング、それともちろん年度末であったということもございます。市長の方からも、ご自身が進めていこうとなさるまちづくりについても、具体的なこと、五位堂駅前のことであったり、それから都市計画上の見直しのことを具体的に県に申し入れておられたり、ご自分がなされたいことの方角性を具体的に示していく中で、やはりこの統廃合が、具体的な校名を示されたものについては、矛盾が大きくなっていくということが明らかになってきたこのタイミングが好機だということで、2月の教育委員会会議で諮らせていただいたものとご理解いただければと思います。以上です。

赤松会長

はい、よろしいでしょうか。
はい。お願いします。

吉村委員

我々は教育委員会のために集まっているわけではない。市長のために集まっているわけでもない。香芝市の子どもたちの将来は、どのような環境が望ましいんだろうかというところを、みんなで知恵を出し合って、この議論を進めていきたいと思いますということなので。一番問題になった統廃合という問題は白紙に戻します、と。もう一度原点から、香芝市の子どもたちという括りを主語にもっていき、我々は具体的にどうなんだというところを議論しないと。もうそろそろその辺りは、会長、もういいのではないですか。私たちは市長のために集まっているのではないですし、教育委員会のために集まっているわけでもないです。本当に香芝の子どものための将来像として、どのような学校環境がいいのかという気持ちで我々は来ています。何も教育委員会を責めるつもりは全くないですし、市長の方針に対してどうというふうなつもりも私は全く持っていません。その辺りだけお願いしたいなと思います。

赤松会長

はい。ありがとうございます。

吉村委員の方から今、ごもっともなご発言をいただきました。私自身は、本委員会の責務としては、おっしゃるとおりで、香芝市の子どもたちにとって望ましい環境を作っていくこと、それにふさわしい適正配置・適正規模に焦点化した議論を、本委員会では責任を持って重ねるべきである、と。なかなか、それぞれの強い思いを持たれた委員さんが当然いらっしゃるので、時に話があちこち行くということはあろうかと思います。それを完全に無視するという形で進めていくことは、少しどうかという思いを持ちます。とは言いつつも、どこに焦点を当てて議論をすべきかということは、常に頭に置き、議事進行に努めて参りたいと思いますので、何卒ご協力の方よろしくお願い申し上げます。

それでは、いかがでしょうか。その他に基本方針の廃止に伴いまして、ご質問やご意見等、他にございましたら。

赤松会長

ございませんようですので、ただいま事務局の方からご説明いただいたこと、それについてのご質問も賜り、事務局からご説明いただきました流れ等について、ご理解を得られたものと判断をさせていただきたいと存じます。

案件（1）香芝市の望ましい教育環境について（修正案）

赤松会長

それでは本日用意されております案件1、香芝市の望ましい教育環境についての修正案という形で、事務局の方からこの中身のご説明をよろしく願いいたします。

事務局・司会

失礼します。事務局よりご説明を申し上げます。資料は、お手元の資料1でございます。

まず、これまでの協議内容としましては、国の示す教育方針をもとに、香芝市としての教育の目指す姿を確認しまして、前回、第3回の検討委員会におきまして、事務局の方でたたき台として、国と香芝市の教育方針に基づく、香芝市の望ましい教育環境について、暫定的にまとめた案を作成しました。その内容について、皆様にご検討いただきまして、出されたご意見としまして、地域と協力して、よりよい学校教育の環境づくりを進めていくという、そのような視点が少ないというご指摘をいただいております。そこで、ご意見を踏まえまして、今回望ましい教育環境の修正案を作成しております。

それでは資料1をご覧ください。まず、1ページ目中ほど、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」のところに、ご意見を受けて追記した箇所がございます。3つ目のところ、読み上げます。「各市町村においては、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど『地域とともにある学校づくり』の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。」こちら、ページ3ということで追記をさせていただきます。

次に2ページの下の方のところでは、香芝市の望ましい教育環境を支える存在としまして、「地域の理解・協力」を追加しております。

最後に、3ページ目の、香芝市の望ましい教育環境の案としまして、国の教育を香芝市のすべての子どもたちにも届ける必要があるということで、前回は、「すべての児童・生徒が安全に安心して、個別最適な学びと協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びができる教育環境」ということでお示しをしました。そこに委員からのご意見をいただいた内容と、事務局の方で、学校運営協議会の方に、日程の都合で少ないのですが参加させていただいた中でご意見をいただきまして、そのような点を盛り込む形で、3つの修正案を作成しました。それぞれ案1では文言として、「地域の理解と協力を得ながら」、案2では、「地域とともにある」、案3では、「地域連携のもと」という文言を入れておりますが、この3つの案に限らず、委員の皆様から様々なご意見をいただければと考えておりますので、ご協議の程よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

赤松会長

ありがとうございました。

ただいま、資料1のご説明をいただきました。直接的なところで言いますと、前回の会議でも吉村委員から縷々ご案内あったとおりで、コミュニティ・スクール、学校運営協議会、これを有機的な連関を保ちつつ、学校において地域に開かれたカリキュラムを実施していきましようというようなことが示されている。そんな中で、そういう学校教育を取り巻く環境の変化等々を踏まえると、3ページに記載していますが、案1、案2、案3というものはもちろん、これにこだわらない、もっとこうした方がいいのではないかと、というご意見があれば、ここで議論をさせていただきたいです。

いかがでしょうか。ただいまの事務局の方からのご説明について。

はい、甲斐委員。

甲斐委員

はい。ご説明ありがとうございます。

前回、要望させていただいた内容、1ページの背景のところを反映していただきありがとうございます。私個人としましては、2ページの図に、「地域の理解・協力」という言葉を入れていただいているので、これをそのまま

上手く使った、この案1のところ、「地域の理解と協力を得ながら」という言葉を冒頭に入れた、案1が感覚的にわかりやすくいいのかなと。日本語的な文章が繋がっていて、いいのではないかと思いますので、私はこの案1に賛成をいたします。以上です。

赤松会長

はい。ありがとうございました。
吉村委員、よろしくお願いします。

吉村委員

私、思ったんですけど、「地域の理解と協力を得る」というのは、主語がやはり、教育委員会になっていると思うんです。何を理解してもらうんですかというところになってくと思うんです。主体に教育委員会が、教育の要をやっていますよと、その方針に基づいて地域の方に理解してもらおうとしている。そのような一方通行のやり方、今までの教育委員会のやり方がおかしいんじゃないですかと僕は言っています。

案2では、「地域とともにある教育環境」というところが、一緒にやりましょうという、いわゆる白紙ベースのところからスタートしますよというところになっていると思います。案3の「地域の連携のもと」ということに関しては、地域に頼りすぎではないか、学校の主体性が全く見えないではないかということで、バランスが非常に悪いんじゃないかなと思うので、僕は案2の、子どもが中心に考えてやっていく中で、学校の運営のあり方が書いてあり、また最初に「地域とともにある教育環境」というふうにまとめていくことが、わかりやすいのではないかなというのが意見です。

赤松会長

はい。ありがとうございました。
ただいま、案1、2、3を基にして考えるならば、と。当然それ以外もあるかと思いますが。今、案1、案2それぞれを支持するご意見を賜りました。その他ございませんでしょうか。
はい。お願いします。

西山委員

地域による理解というのは、絶対に必要だと思うんですけども、やはりどうしても合意が得られないことは、絶対に出てくと思うんです。そこは、何かお互い落としどころというのを地域と話し合っていただく。香芝市全体で見て、今回の学校再編のことでも、やはり端っこの3校だけの合意は得られないけれども、中心の人口が多いところの合意は得られたとなった時、多数決で決めてしまうのは、厳しいところもあるのではないかと思います。鎌田、関屋、志都美地区の方からすると、それは地域の合意になるのかなと、疑問に思う方も出てくと思うんです。

とにかく、ここで話し合っている人の意見が、全ての人の意見ということでもないの、その点をどのように抽出していくかということも課題になるのではないかと思います。以上です。

赤松会長

はい。ありがとうございました。
前回の会議の流れの中で、逡巡したんですけども、香芝市の子どもたちにとって望ましい教育環境というのは、繰り返しますが子どもたちにとっての望ましい教育環境ですので、地域とともにあるとか、前回のこととか、地域の理解と協力を得ながら等の文言を除いた部分、「すべての児童・生徒が安全に安心して、個別最適な学びと協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びができる教育環境」。これについては、大きく意見が分かれることはないと思うんです。だから、ここで言う教育環境というのは、言わば方向目標という抽象的なものですので、全国どこに行っても、あまり大差はないようなものになってしまう可能性もあります。ただ、そのような教育環境を、

どういう組織体制で、どういうふうな事柄、事業を展開していきながらというのは、この方向目標の範囲になっていくかなというふうに思っていて、それをいきなり入れ込もうとすると、子どもたちにとっての望ましい教育環境自体がぼんやりとしたもの、わかりにくいものになってしまうなど思っております。とはいえ、前回の委員会でやはり、地域等の関わりという文言は入れたほうがいいだろうということで、それを踏まえて事務局の方として、案を作っていました。

西山委員のご指摘もよく理解はできます。吉村委員が先ほどおっしゃっておられたとおり、我々がどこに焦点を当てて議論をすべきかというところを、またすみませんが、そこに立ち返って、議論をしていただければ幸いです。

事務局からご提案の案１と２について、いかがでしょうか。地域の理解と協力ということの、理解、合意というのは、子どもたちにとっての望ましい教育環境と離れたところでの理解や合意というようなことではなく、あくまでも子どもたちがどういう学びができるのか。そのような環境というふうに押さえていただければありがたいと思います。

事務局から示していただいた案が３つありますが。

はい。お願いします。

吉村委員

このようなややこしい案を３つも出してくれるなど。１個出して、「こういう部分で皆さんのご意見を踏まえ、このように案を作りました」というのでしたら議論できるけれども、３つ並べて検討してもらおう。そんな卑怯なやり方は、僕はないと思うんです。だからやはり、「前回皆さんとまとめた、こういう部分の教育環境は、このような望ましい学校だという案を作りましたけれども、皆さんのご審議をお願いします」と言ってもらった方がありがたいです。

赤松会長

はい、事務局。

教育部長

卑怯な手を使って申し訳ございません。

いずれも、私も提案したところでいうと、申し訳ないのですけれども甲乙つけがたく、実際どれにするかについては、事務局ではもう正直決められませんでした。ですので、こちらにお預けしたというのが、正直なところではあるんです。議論を聞いていて、本当に思いましたのは、ベクトルは、学校運営をしていく上で、地域の理解と協力というのは、欠かせないもので、決してそれが一方通行のものではない。学校が地域に理解を求めないといけないこともあるし、地域が学校に、分かってもらわないといけないこともある。お互いに相互関係をということであれば、先ほど吉村委員がおっしゃったような「地域とともにある」という言葉が、相互の関係性をよく示しているというところで、事務局といいますか福森個人の考えを述べさせていただいて、ご参考に、またそれぞれ議論を深めていただければなというふうに思います。

赤松会長

私個人の意見は、できるだけ差し控えた方がいいと思いますが、地域の理解や協力、これがゆくゆく、どんどん進んでいき、何に向けての合意なのか、定かではないようなもの、不確実なものになってしまうということ、そういう危険性を考えますと、私も個人的には、案２のように、地域とともにあること、これが適切ではないかという思いを持っております。ただ、そうした時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠に、学校運営協議会というものが設置されていますが、その法律に示されている主語は教育委員会というふうになっている以上、学校運営協議会が各学校の運営改善等に向けて意見を出し、評価にも恐らく多くの場合、関わると。一方通行になっ

てしまうと、私自身、教員養成大学に勤めていた立場の人間、それから学校現場にも足しげく通わせてもらった立場からすると、部長がおっしゃられたように、地域から学校への意見が一方通行になってしまいますと、学校がどんどん疲弊していつてしまうことになってしまうので、前回の会議で吉村委員が恐らくおっしゃりたかったのは、地域も意見を出すだけではなく、よりよい学校になっていくために力も尽くす。そういう地域学校支援本部という文科省が示しているようなものを实际的に、力を発揮できるようなものを設置していくというようなことを、教育委員会にお願いをしないと、学校がどんどん疲弊していつてしまうなと思いますので、併せて案件1が通りましたら、支援本部、そういうものを各学校の運営協議会が設置されていることに伴って、作っていくという方向で働きかけをしていただく必要があるのではないかなと。それらを踏まえると、地域とともにある学校教育環境、これが適切ではないかなというのが個人の意見です。

他の委員の皆様方のご意見、学校に携わっておられる立場からすると、意見は出しにくいかもしれませんが、この点に関して。

はい。お願いします。

船木委員

育友会でありますとか、自治会でありますとか、学校との密接な関係で今までやってきたわけですが、学校の教育目的はですね、先生が教育しやすく、生徒たちが学力を高め、体力を高めるといふことにあると思うんです。なので、地域は、学校、先生に対して、圧力団体であつては困るわけです。我々はいつも地域とともにあるというふうなつもりで、活動しております。だから私も案2がいいかなと思います。

総論ですけれども、香芝市は今まで人口が増えてきたから、統廃合といった問題は起きませんでしたが、他の地域では行われております。高校にしましても、公立高校の場合は定員割れが続き、将来、廃校されるところが多いのではないかなと思います。だから、勉強するといふか、将来に向けてハード面、ソフト面、いろいろな面について勉強することはいいことだと思います。いろいろな意見が出たら、それを生かしていただけたらいい、そういう思いであります。

赤松会長

ありがとうございます。

お二方から案2がいいのではないかなというご意見を頂戴しているのですが、増田先生、案件1につきましていかがでしょうか。

増田委員

失礼します。もう3つとも地域という言葉が入っていますので、表現の違いはあると思うんですけれども、先ほどから皆さんが言われているように、学校においては、例えば、本校の学校グランドデザインにも地域とともにある学校とか、地域との連携であるとか、地域の方のいろいろな承認もいただいていたたり、私も含め教職員皆、理解しているところです。もう何十年も前から学校運営協議会も入っていますので、いろいろなアドバイスをいただいていたたり、ともに学校運営をしていくといふことは、書かれるまでもなく、十分認識しております。

それから、我々学校も地域の行事に参加させてもらったりして、お互いともにある、それは十分把握していますし、そういう思いで、教職員はやっているのかなとは思っております。

赤松会長

ありがとうございました。浅井先生、お願いします。

浅井委員

小学校ですけれども、やはり2番の「地域とともにある」、この言葉が非常に重要でないかなと思います。我々、現場では、よく言われますけれども

地域と学校は自転車の両輪、ということもあります。増田委員もおっしゃったように、すべての教職員もこのことは大事にしております。また本校においてもやはり今、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの安全、安心な登校ができるようにとか、また学習の面でもいろいろな部分で、ゲストティーチャーに来ていただく、そういった面で地域の方々のお力をお借りしておりますので、これはもう当然のことだと思いますし、理解、協力も得ながら、そして学校と地域と両方が、子どもたちのために、と。学校、地域、保護者、この3者がいつも協働しながらやっていこうということで、いつも会議や運営協議会でも話をさせてもらっていますし、これはどっちがどっちになってもおかしくないと思うんですが、よい学校がよい地域を作り、よい地域がよい学校を作る、と。よい地域がよい学校を作る、というようなことで、本校の方でもいつも取組は進めさせていただいております。以上です。

赤松会長

はい。ありがとうございました。

お二方が使われた言葉として、地域とともにあるというような言葉を使われたことだと思いますが、では案1か、案2かということで行きますと、甲斐委員は、いかがでしょうか。

甲斐委員

はい。私も別に中身的には、どちらでもいいと思っています。ただ日本語的にわかりにくいので、一つだけ申し上げると、最後の地域とともにある教育環境のところには鍵括弧をつけていただけると、修飾語と受ける方の言葉が国語的にわかりやすいのかなと思います。最後の文言は、「地域とともにある教育環境」といった方が、ずっと読みやすいのではないかと思います。このままだと深い学びができる地域というように読んでしまう方もいらっしゃると思うので、そこが少し気になりました。以上です。

赤松会長

ありがとうございました。

そういたしますと、甲斐委員の方からも建設的なご意見をいただきました。出された修正の案としましては、「すべての児童・生徒が安全に安心して、個別最適な学びと協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びができる『地域とともにある教育環境』」。こうすると、比較的スムーズに理解を得られるのではないかとご意見を賜りました。今、甲斐委員からお出しいただいた中身でいかがでしょうか。

各委員

〔「異議なし」との声あり〕

赤松会長

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

そういたしましたら、案件1につきまして申し上げます。

本委員会として、香芝市の子どもたちにとって望ましい教育環境は、案2にございますとおり、「すべての児童・生徒が安全に安心して、個別最適な学びと協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びができる『地域とともにある教育環境』」。この案として、認めていただいたということで進めさせていただきます。はい。ありがとうございました。

案件（2）香芝市の適正規模・適正配置の基準について

赤松会長

そういたしましたら、本日の案件2、香芝市の適正規模・適正配置の基準について。これについては、今日の段階でいきなり具体的な基準を示すというところまでいけるかどうかということもあろうかと思います。事務局の方から、その前段に関わります要件というか事柄について、基準の策定に向けて固めていこうと思うと、背景にこんなことがあるということ。委員の皆様

方に、ぜひ共通にご認識を賜りたいというような中身になろうかと思います。資料2ですかね。これに基づいて、ご説明の方、よろしくお願いいたします。

事務局・司会

失礼いたします。事務局の方からご説明を申し上げます。資料は、事前にお配りした資料2と、本日お手元に置いておりました資料2-1につきまして、ご確認をお願いいたします。

こちらは前回、委員の皆様にご協議をさせていただく中で、国が示しております教育に関する法律や基準について、香芝市で独自にどのようなことができるのかという整理について、様々なご意見をいただきまして、一覧にしたものが資料2でございます。基準につきましては、左のところに学級数、児童生徒数、教職員数等々と、これまでに上がっております内容について、国の基準でありますとか、法律のこと、香芝市の現状、市独自に変更する対応は可能なのかどうか。変更するとすれば、どのようなことが必要になるのかというようなことを項目別に記載してございます。

例えば、一番上の学級数ですと、国の標準としては、これまでもお話がありましたように、小学校1学年当たり2学級から3学級のところ、右の香芝の現状としては、平均で2.56学級、中学校は国の標準が4から6学級に対して、香芝は平均5.33学級。次の行の児童生徒数に関しては、小学校35人という国の標準に対しまして、香芝の平均は29.56人。中学校は40人の標準のところ、香芝の平均は36.90人というような数字を記載しておりますけれども、ただ、市内の学校でも、先ほど委員からもお話がありました、学級数、児童生徒数の多い少ないという部分は、それぞれ状況が異なっているところでございます。

次の教職員数につきましては、これまでの会議でも、多くのご意見をいただいておりますので、本日こちらの資料2-1をご用意しまして、どのように教職員の配置がなされているのか、ということをご説明できればと存じます。

学校教育課長

はい。失礼します。

私の方から、教職員定数の概要について説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。教職員定数は、義務標準法によって都道府県に配置する総数が定められます。正確には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」というものです。この標準ですが、1校当たりで言いますと、まず校長が1名、教頭や教諭、講師などは、小中学校それぞれ学級数に応じて、学校規模ごとに乗ずる率が定められております。後程、例を出します。さらに、各校の状況に応じて、ご覧のような加配教員が配置されることになります。指導方法工夫改善からの幾つかの加配です。この標準をもとに、県全体の校長、教頭や教諭等、加配教員の合計数を、県が条例によって年度ごとに定めております。令和6年度の場合は、7,232人というふうになっています。

2ページ目をご覧ください。左の表は、今年度の香芝市の小中学校が該当する学級数、それと、それぞれに乗ずる数を示したものです。ここでいう1学級当たりの児童生徒数は、小学校35人、中学校40人、特別支援学級8人ということになります。

右側の例をご覧ください。小学校で12学級の場合ですと、校長1名、それから教頭や教諭等は、12学級に1.210を乗じて切り上げるため、15人となります。加配については、仮に指導方法工夫改善として1名が配置されたとして、合計17名というふうに、例としてはしています。この加配につきましては、学校事情等により、当然同じクラスでも年度等により異なってくることがありますので、学級数が同じでも、この加配がもっと増える場合もあります。これが、教職員定数の決まり方の概要ということになります。

す。仮に、市が独自に30人学級とするなら、この定数以上の教員が必要となりますので、その場合は市の単費として雇用するということになります。私からの説明は以上です。

赤松会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたことは、主には、適正規模の基準というよりも教職員の標準とか、規定数ということ。標準と基準、これは紛らわしいものが出てきます。先ほど委員のご指摘の中で、小規模校についてもそれを残してやっていく、或いは少人数学級というものを、市として積極的に押し進めている自治体もあるというようなご指摘もございましたが、各自治体で、そういう独自の施策を展開していこうとすると、ただいま事務局からご説明があったとおり、教員の標準定数を超えるものについては、学校設置自治体はその経費、教職員の給与等について責任を持つ、という形で展開されるということになっています。予算獲得に関わるようなところで、本委員会で踏み込んでいいのかどうかというのが、私自身、悩むところです。そうなりますとこれは、議会のご審議に委ねるということにも、場合によってはなるのかもしれませんが。学校の適正規模を我々が議論していくに当たっては、教職員の標準定数が、学校規模に基づいて算出される。県が、その定数を持つわけですね。県内のそれぞれの市町村から上がってきた情報をもとに検討して、これだけの教員がいるだろうという定数については保証されるわけですが、それを超えるものについては、場合によっては、その学校設置自治体が責任を持って、予算を捻出していかなければならないというような、そういう実態があるということを踏まえていただく必要があるんじゃないかと思います。

今、事務局からご説明いただきました。案件2は、いきなり適正規模・適正配置の基準ということではなくて、教職員の標準定数がどのような形で導き出されるのかということについてのご説明でした。

はい。お願いします。

吉村委員

標準の定数については、僕はいいと思うんですけれども、問題は、不登校の子どもたちが多い学校やいじめが起こりそうなところなど、学校によって波があるんですね。私が思うのは、常駐の先生方は各小中学校で一生懸命やっただいて、それはいいでしょう、と。ただ、学校全体、香芝市全体を見渡した場合に、教育委員会がサポートできるような人事体制を作ってはどうかと思います。いきなり、この定数に触れるのは、非常に危険なこともあると思います。学校によってばらつきがあるので、そのサポートができるような、教職員の配置を教育委員会の方で確保していただければと、その場合に毎年度場所が変わるかもしれませんが、そのようなファジーな対応でやっていただけたらどうかな、と。一つの意見です。

赤松会長

はい。ありがとうございました。

今、お出しいただいた点もとても大切で、学校を取り巻く状況というのは、日々刻々と変化していております。ご案内のとおり、特別に支援を要する子どもの数というのは、全国的に増えているというようなことを国も踏まえて、政令を改正する形で、教職員の確保をしなくてははいけない。年々の変動については国の方としても、加配という対応をとるとしたらそれはつけてくれる。ただし、吉村委員がお出しいただいたように、学校に行きたくてもいけない子ども、不登校の児童生徒というのは、全国的に見ても数が増えてきている。そういう子どもたちのケア、フォローといいますか。そういう子どもたちも含めて、望ましい教育環境が保障される環境を市として作っていただきたい。

今の段階で何をどうすべきかという具体的なものは、なかなかここではお示しすることはできませんが、吉村委員からお話しいただいたことは大切な中身であると思います。

はい、お願いします。

教育部長

はい。ご意見ありがとうございます。

まず標準によって定められている教員の定数の説明をさせていただきたいんですけれども、国が示しております「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」にこの課題が書いております。教職員が少なくなることによる学校運営上の課題ということで、あえてもう一度おさらいをしておきますと、先ほど例えに出させていただいたのは、12学級の場合は、大体17人ぐらいの先生が確保されるということになるんですけれども、小規模になりますと、もう少し少なくなることになります。そうなってくると、やはり経験年数や専門性、男女比のバランスなどで、なかなか確保しにくくなる、そういう課題もございます。また、教職員の数が少なくなるとことは、教員個人の力量への依存度が高まって、教育活動が人事異動に過度に左右されるといったことも、課題としてございます。児童生徒のよさが多面的に評価されにくくなる。例えば教員が17人いれば、子どもにとっての目線で言うと、この先生は、より理解をしていただきやすいとか、子どもの評価そのものも、多面的な目で見ただけというようなことが、やはり教職員が多いと確保されていくようなことがございます。それが逆にされにくくなるということについて、手引の方には、教職員が少なくなることに対する学校運営上の課題というものが、11項目ほど示されてございます。標準法に基づき、学校の規模によって教職員は配置されていますが、やはり過度に少なくなるとことは、様々な課題が生じるということで、この標準法に基づいて、どういう規模が適正であるかということをご理解いただいた上で、基準を審議していただきたいなというふうに思っております。

また、吉村委員からありましたように、教育委員会の方で間接的に、いろいろな課題が生じている学校をサポートする体制をもっとしっかりと作べきではないか、と。何か問題が起きたり、課題が大きいということであれば、教育委員会から派遣や支援等の体制づくりがあれば、よりよいのではないかなというご意見をいただきました。香芝市にも指導主事がございまして、日夜、学校で起きる様々な生徒指導上の問題や、或いは教科指導であったりということで、指導助言をさせていただきまして、学校で起きる様々な生徒指導上の問題、いじめであったり不登校であったりということで、今の体制で十分であるとは思ってはございません。事務局の方でも、指導主事体制をもう少し強化して、相談や助言に当たれるようにさせていただきたいと思っております。

また、教育指導員ということで、適応指導教室は別でありますし、特別支援を担当する者もおります。これで十分かということであれば、まだまだ課題解決に向けて、スピードアップしたり、的確性を高めたりということもございまして、教育委員会の事務局の体制も、今後は充実させていくことが必ず必要になってくるものと考えております。以上です。

赤松会長

はい、吉村委員、お願いします。

吉村委員

よろしいですか。

少し質問なんですけれども、今の小中学校の教諭の定員数はしっかりと配置されていますか。教員数が少ないという学校があるとか、例えば産休された場合はどうなんだ、1年間空白のままで終わるのかどうか。少し私も中学校の方を知ってまして、たまたま産休で、先生がその教科を抜けることに

なった、そして違う先生がフォローに入るということで、かなり偏った労力が必要になっていましたので、定数というのは、小中学校の人間、教員配置は満たされているかどうかという問題がありますので、質問でございます。

赤松会長 はい。お願いいたします。

学校教育課長 はい。今年度につきましては、年度の後半で休みに入った先生がおり、補助が間に合っていない部分が2名程度だったと思うんですが、ありました。

赤松会長 はい。お願いします。

岡本委員 私、旭ヶ丘小学校のPTA会長をさせてもらっているのですが、ある学級で、4クラス、3クラスあるんですが、たまたまわかりませんが、3名とも、同時に休職ということがありまして、非常に問題になりました。その人数をどこから持ってくるかというところが。人数はいませんので、教頭先生が担任を持つというふうな、異例な状態になってしまっています。そうなってくると、学校の運営ができない状態になってしまうという、非常に危機的な状況でした。

幸いながら今のところ、1人の職員さんが復帰をされたということになっていますが、まだ目処がたっていない先生もおられます。ですから今後、こういったことにならないような体制というのを、吉村委員がおっしゃってありましたように、教育委員会側で何かサポートできる体制、強化を私からもお願いしたいなというふうに思っております。何かあった際に、すぐに対応できる状態をお願いしたいかなというふうに、私からもお願いします。

赤松会長 はい。ありがとうございました。

今、複数の方からご意見を頂戴しました中身につきましては、全国的にも問題が露見しておりまして、教員が足りないという、この問題は香芝市でも起こっている可能性があるというお話だったかなと思うんですが。全国的に問題になっていまして、私の大学の卒業生からも、もう私は定年で退職しているにもかかわらず、「先生、常勤、非常勤でもいいんです。誰かいませんか」というような声が、今でも頻繁に出てきています。「ごめんね、僕はもう出てしまったんで、ちょっとそういう該当者がいないんだ」ということがありました。これは香芝市だけではなくて、今の学校が抱える問題で、自治体としては子どもの数が全国的に、東京と沖縄以外は人口減少の一途で、そうするとこれから子どもの数もどんどん減っていく。そのことを頭に入れて、教員の採用数を計算せざるを得ないと。そのような事態が起きているからということで、余計に取るというようなことをしてしまうと、先立つものの関係で難しいというようなことも働くのか、なかなか教員不足の問題ということが社会的に深刻なものになっていると思います。市としても、それをどう埋めていくのかというところで、前になかったようなご苦勞を、また、委員会や地域の人たちのお力添えということも得ながら、学校をより良いものにしていく、というよりは、いかざるを得ないという、そんな社会になってしまっているのかなと思います。

はい、お願いいたします。

吉村委員 一番シンプルな方法は、今、会長もおっしゃっている、先生の数が少ない。これはもう、前から言われていることなんです。例えば、香芝市では定年を65歳まで引き上げる、というふうなことも考えてもいいんじゃないですか、という一つのご提案です。よくありますけれども、校長先生が定年した後、

もう1年やっておられるところがありますよね、人がいないために。その時は、給料が3割カットされて校長をやるわけなんです。そんな馬鹿な話はないと思います。仕事量、責任は一緒なのに、60歳過ぎたら3割カットとは、どういう根拠があるんだと。話が横に広がっていったって申し訳ないんですけども、一つの意見として、定年を検討してもらったらどうですかということですよ。60歳でも社会では働き盛りのところが多いですよ。まだまだ現役ばりばりで働けるような人が、あなたは今月で悪いけれども、定年だから、と。今日は一生懸命説明しているけれども、4月になったら関係ありませんなんて、そんな話はあるかということも含めた中で、やはり定年の延長というものを考えていただくのと、今現状、同じ責任があるのに、定年後に校長になった場合3割カットと。そんな馬鹿な話はないでしょうということで、今の項目に当てはまる内容なので、再度これは要望としてご検討いただくのと、是正をお願いしたいということで、意見です。

赤松会長

はい。今、お出しいただいたご意見は、いろいろ難しい側面もあろうかと思いますが、貴重なご意見かなと思います。

大阪市は、教員の定年延長というのが、何年か前からスタートしていますので、そういう流れを県としてというようなことを、国がそもそも認めてくれるような流れになって、県がその定数を確保して、そこに香芝市が乗っかることができるというような流れになるのが、一番望ましいんだろうとは思いますが、世の中の流れとして、公務員、教員の定年延長ということが叫ばれていますので、今吉村委員がおっしゃったような事柄が、近々に実現できるような社会になればなというような気がいたします。

それとあわせて、児童生徒数のところで、中学校も資料2のところには40人となっていますが、35人になるのは何年からだったのでしょうか。35人にしていくというような方針が示されていたかなと思いますので、これは40人じゃなくて、近い将来35人になるのかなというふうな思いを持っていますが、間違いございませんでしょうか。

はい、お願いします。

甲斐委員

たまたまなんですけど、私の子どもが小学校5年生で2年後、中学1年生から順次ということで、4年後には完全に35人になるということと認識していますが、合っていますでしょうか。確認をお願いします。

赤松会長

児童生徒数のところで、間違いはないかということ。35人になるということで。はい、お願いします。

学校教育課長

はい。まず、先ほどの説明は今年度ということで、40人と申し上げました。2026年度から順次、1年生から順番にというふうに聞いております。

赤松会長

ありがとうございます。
はい、お願いします。

西山委員

国の基準の学級数は12から18学級となっているんですけども、前にもらった資料では、人数が多いのにもかかわらず、学級数が少ないという、多分、特別支援学級が入ってくると思うんですけども、それを香芝市独自で、この定数に当てはめるというのは、やめていただきたいなと思っています。

例えば、志都美小学校だったら230人いる中で、学級数は8。鎌田小学校は218人で学級数が9となっています。人数が多いにもかかわらず、学級数が少なくなっているんで、これを12から18に香芝市独自で組み込ん

で、その中に多分、特別支援学級が入ってくると思うので、その特別支援学級は一体どこに組み込まれているのかという考え方もあります。特別支援学級の子たちは、一体どこに消えてしまったんだろうという考え方もありますし、学級数を8と言われるのも、何か違うのではないかなと思うんです。前に一度お話をさせてもらった時に、国からこういうふうに示されているから、8なんですと言われたことがあったんですけど、香芝市としてそれを8とするのか、特別支援学級が2、3クラスあるんですけども、それもプラスして、12学級という形で考えていただけるのか、お聞きしたいです。

赤松会長 はい。お願いします。

教育部長 はい。あくまでも、12から18学級というのは通常学級の数で算定いたしますので、特別支援学級の数その数字の中に入れて込んで、カウントするということはいたしません。

西山委員 特別支援学級を含めない形でカウントされていると思うんです。その小学校に属している特別支援学級じゃないですか。人数は230人いて、特別支援学級が多分2クラスあると思うんです。それで学級数が減る。人数はどちらでもいいんですけども、特別支援学級も学級数に入れていただきたいなと思って、お話をさせてもらっています。この子たちもやはり一緒に行動している学級の中の数字だと思うので、それを別で、カウントに含めないというのは、少し寂しいな、という話なんです。

赤松会長 すみません。特別に支援を要する子どもたちの学習を保障しようということに関しては、常時、支援学級で子どもを留めるのではなく、通級という形を積極的にやりましょうという流れになっているのではないかなと思います。その点も勘案しながら、国の標準は今、西山委員がおっしゃられた流れを汲んだものにはない形になっている。ただ、それをやはり、子どもたちの学びの保障ということを考えると、1つの立派なクラスという形でカウントをすべきではないかというご主張ですよね。おっしゃっておられる趣旨はごもっともかなと思うんですが、実際どういうふうに計上なさっておられるか、なぜなのかということについて、ご説明いただけますか。

 はい、お願いいたします。

学校教育課長 はい。すみません。

 まず先ほど、私が説明した教職員定数は、こういうふうにして算出しますというものですので、それについては、先の小学校35人、中学校40人、特別支援学級8人という合計の学級数というものになります。あくまでも教職員定数の話です。

 それから、言っていた標準の学級数として12から18学級。そこらは確かに、通常学級の数で言われているというふうに思っています。例えばクラス替えのこと等を含めまして、学級規模のことで示されているということです。こちらでの検討の中で、今後こういうカウントの仕方ということでお示しいただくものがありましたら、当然、検討が必要かと思っています。

赤松会長 私自身も今のご説明である程度整理ができたかなと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

 そういたしましたら、本日の会議の冒頭でも、改めて第1回目の本委員会の振り返りからさせていただきましたが、本委員会が最終的に答申しなければならぬ中身というのは何かということ、学校の適正規模、それに関わる基

準。今、ご説明をいただいた流れからしますと、国が一定、義務教育諸学校の教職員の標準定数を算出する決まりというものを持っていて、それに則らざるを得ない現実があるというようなことを踏まえたと、それを超えて独自の学校規模ということもなかなか策定しにくい側面もあるんじゃないかなという思いを持っております。

他方で、第2回の会議でしたか、中教審から「令和の日本型学校教育」の答申が示されて、小学校では専科教員の配置ということに向けて、加配がしっかりとされるかという、なかなかその辺りは、現実的に難しい問題もあったりして、そうしますと、ある程度の規模がある学校は、専科教員というものを、それぞれ小学校でも配置しながら、やりくりができなくはないと。一方、かなり規模が小さいというようなことになってくると、教員の数がそもそも足りていませんので、どの教科については専科教員の指導としていきましょうか、となった時に、学校としてもやりくりしにくい、というようなことになってはいけないなという思いも持っています。学校教育、特に小学校はそういうふうな変更がなされるというようなことも、我々は視野に入れておく必要があろうかなと思って資料として提出をしておりました。

はい、お願いします。

吉村委員

私の認識不足かもしれませんが、教職員の配置の人数に関して、国の方針に則って、現状これですよ、と。変えることはお金があれば可能ですよ、となっていますよね。だから、これは市の考え方かと思います。教育にはもう少し予算を出して、教職員を増やしましょう、と方針が決まれば、変えることもできる。そういう中身を検討するのが、この検討委員会だと思うんです。だから、よくよくおっしゃられることは、国の決まりだから、これは変更できないと言ってしまうえば、我々の存在意義がなくなってしまうわけです。しっかり吟味をして、結果、こちらで答申を出させてもらうところは、成るか成らないかは分からないけれども、やはり、しっかりと答申を出せるような内容に、我々も自由な発想、考え方で、固執することなくやっていただきたいということだけ、お伝えしたいと思います。

赤松会長

はい、お願いします。

甲斐委員

不登校の話に戻るんですけども、今、会長がおっしゃられた「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の7ページに書いてあるのですが、要は不登校の児童生徒への対応ということで、4番の2つ目のところに、児童生徒の支援のニーズの把握、校内別室における相談指導体制の充実等という言葉があるので、香芝市においては、校内別室、不登校児用の部屋を準備されているのかどうか、その辺りの現状をまず確認させてください。お願いします。

赤松会長

はい、お願いします。

教育部長

まず、中学校については、ほぼ全校、別室登校ができる場所を確保できております。部屋だけあって、人はどうかという話にも必ずなりますので、中学校は教科担任制なので、1人の教員のコマ数には比較的余裕がございますから、そういう中でその間の時間を。比較的ということで、決して時間にゆとりがあるということではないですので申し添えておきますが。小学校に比べると、教科担任制というのは、ある程度、授業研究ができる時間がございますので、そのような時間を活用して、子どもたちと関わる時間、人員を確保していただいているというようなことは承知いたしております。

一方、小学校については、まず物理的に場所がないということで、場所が

確保できないというところに加えて、教員の時間数というのが、学級担任制ですので、なかなかゆとりのある時間がない、と。特に小規模になればなるほど、時間、人的なゆとりがないということになりますので、できているところも一部ございますけれども、全校にそういうスペースというのは確保できていないので、例えば保健室の養護の先生が対応していたりというような実態がございます。以上です。

赤松会長 ありがとうございました。
はい、どうぞ。

甲斐委員 小学校は、すべてではないと言われていますけれども、今現状は、いくつかの学校で校内別室が準備されているのでしょうか。
わかる範囲、概数で大丈夫です。

赤松会長 はい。お願いします。

教育部長 確実に申し上げられるのは、旭ヶ丘小学校には、部屋を設けているというふうに確認しております。調べさせていただきます。以上です。

赤松会長 はい。正確なところはまた事務局に大変お手数をおかけしますが、次回にお願いします。
はい、吉村委員。

吉村委員 はい。昔の話ですみません。昔、青少年センターってありましたね。小学校の不登校の子どもたちが、そこのセンターの方に行ってサポートを受けるという体制があったんです。多くの先生方、学校をリタイアされた先生、校長経験者等もおられて、個別にサポートしているという体制はあったんですけれども、それは今ないんですか。

赤松会長 はい。お願いします。

教育部長 はい。香芝市の適応指導教室は、福祉センターの中のすみれ教室ということで設置してございまして、教育指導員が2名常時対応しているという状況でございます。以上です。

赤松会長 はい、お願いします。

吉村委員 一応サポート体制は小学校問わず、香芝市内の不登校生を対象としてあるわけですね。多分これからの検討課題にたくさん基準という項目があると思うんです。

次の話で申し訳ないんですけれども、現状の施設というのは、耐用年数はあと何年もつんですか。例えば、第1回目にもあったと思うんですが、整理していただいた、通学距離の問題、学校別の通学の距離、一番遠方で何キロ、どのくらいの距離があるのかというところ。例えば、この機会なので言いますと、香芝西中学校周辺の通学路には街灯がない等、非常にあります。暗いので、犯罪を誘致するようなところに、特に冬になったら、子どもを通わせることができないですと。そのようなことで、現地調査をしていただきたいということなんです。実際そのような場所がありますので。だから通学路の問題とか距離の問題とか、施設の現在の耐用年数とか。今の年数は何年であと何年後には建て替えをしないといけないということの問題が一点。

僕も前から引っかかっていたのですが、例えば関屋小学校が、いわゆる防

災の中の危険区域に建っているということがあったんですけれども、私たち全く知らない人からすると、そんな危険な所に学校はあるのかというふうなことを思うんです。子どもたちのために思ったら、その辺りは、どういうふうな見解をもっているのか、というところ、質問です。

赤松会長

まず、私自身も気になっていたのが、長寿命化計画を少し置くというような形で話を進めさせてもらいましたけれども、現状、老朽化とか耐震工事がまだできていないということはないと思いますが、危険な状況があるにもかかわらずそれをこっちに置いておくのは、あんまりよくないなと思って気にはなっていたんですが、まずその辺りの現状をお願いします。

教育部次長

はい。建物に関しましては、すべて耐震化されておりました、安全な建物でございます。残り何年使えるかというのはコンクリートの状況にもよりますので、この場でこの学校は何年ということは申し上げられません。市の「公共施設等総合管理計画」では、８０年もたせようということで改修を加えていくという計画がございます。それに則って８０年は持たせていきたいというふうに考えてございます。

閑屋の件に関しましては、土砂災害警戒区域、イエローゾーンだということで高田土木、県の方からですね、示されておりましてイエローゾーンであるということは認識してございます。

赤松会長

はい、お願いします。

教育部長

はい。いわゆる敷地の中のイエローゾーンにかかっていない部分があるんですけれども、学校に続く通学路は完全にイエローゾーンになっているというような実態もございます。イエローゾーンイコール直ちに移さないといけない場所かということの認識は持っていないんですけれども、再編を考える上では、考慮に入れるべき事項であるということは、間違いないというふうに考えてございます。来年度の予算の審議の中で、閑屋小学校については、当分の間は使用しなければならないという状況の中で、老朽度が非常に進んでおりますので、中規模改修はせざるを得ない状況にございます。そのための予算は認められているということでございます。以上です。

赤松会長

はい。吉村委員。

吉村委員

はい。わかりました。あと私のイメージではありますが、閑屋小学校と志都美小学校は、非常に校舎が汚いです。校舎に入って、廊下を歩いて中を見ても、整備されてないかなと感じます。だから、おっしゃるように先を見越して、改築が必要であるということが認められた場合には、工事に入るところが、何かこう不公平さを感じるんです。子どもにとっては、今の学校が自分の学校です。継ぎ目なくあるということは、教育委員会の方が現場を見ていただいて、旭ヶ丘小学校と志都美小学校の環境は違うな、とか。検討する以前の問題として、現場の把握をしっかりしていただきたいと思います。

赤松会長

適正規模について、焦点を当てて議論しなくてはいけないのですが、ゆくゆくは、適正配置にも繋がることである、と。その際に考慮しなくてはいけない事項に踏み込んだ、貴重なご意見を頂戴しました。おそらくこれは次回以降も必要になることだろうと思っております。

はい。お願いします。

- 甲斐委員 はい。吉村委員からもあったんですけれども、通学路の話でこの資料2の通学距離、時間のところで香芝市は標準以内だが長い地域があるという書き方をされていますけれども、具体的にどのくらいなのか。全部測れるとは思わないんですけれども、ただ、長いところでどれだけの時間がかかっているかについて、直線距離ではなくて通学距離として、何かデータをお持ちであれば、共有いただきたいと思います。
- 赤松会長 はい。お願いします。
- 教育部次長 はい。実際に関屋小学校区のさくら坂地区から関屋小学校まで歩きました。大体2.9キロぐらいになってございます。一番最長の距離ではないかと考えてございます。
- 甲斐委員 はい。ありがとうございます。その他に、もし長い距離のところがあるようでしたら、少し知りたいなと思います。
- あと、児童生徒数のところの話に戻りますけれども、書き方の問題で、学級数のところが一番右の備考に、最多と最少を書いています。児童生徒数のところも、1学級に多いところで何人、少ないところで何人か、平均値は書いているんですけれども、そこも記載していただきたいなということです。情報として小学校、中学校の1学級当たりの最多人数、最少人数を記載いただきたいということ。
- あと、望ましい教育環境ということで、中学校は35人学級になってくる。そうすると例えば香芝中学校はもしかしたら、大規模学級、大規模校になる可能性がある。今回の議会で、監視カメラの数を増やすというお声もいただいているんですけれども、その辺りもですね、こちらで望ましい教育環境をいろいろやって議論する中で、議会の方、教育委員会の方で、その監視カメラの数を増やすという話があるということも含めて、その辺りは今、リンクしている話なのか。大規模校になるから、香芝中学校でカメラの台数を増やすということになっているのか、その辺りのご見解をいただきたいなと思います。私は2人子どもがいますけれども、上の子が通っていて、すごく気になる話なのでお願いいたします。
- 赤松会長 はい。お願いします。
- 教育部次長 防犯カメラについてはですね。まず、人数の多いところからつけさせていただく、すべての学校につけていくことを考えてございまして、決して大規模校になるからということではございません。
- 教育部長 整備の基準については特になく、優先順位としては、現在児童生徒数の多いところから始めましょうということで、今後の計画では全校に防犯のカメラという意味で、あくまでも「見守りカメラ」ということで。私どもは、そういう意図でつけさせていただくということでございます。繰り返しになるんですけれども、大規模校になるからつけるというような動機ではございませんので、ご了承よろしく申し上げます。
- 赤松会長 はい。お願いします。
- 西山委員 見守りカメラというのは、保護者の意見はお聞きになりましたか。
- 赤松会長 そもそも防犯カメラの設置というのは、教育委員会主導で動かれたことなのか、予算も必要なことになることだと思うので、議会等でそのような強い

思い、切実な思いを持たれた議員さんから出されて、議会として予算をつけてやっていきましょうという流れになったのか、その辺りから少しご説明いただくとわかりやすいかなと思うんですが、お願いいたします。

教育部長 はい。設置するにあたって保護者の意見を聞いたかというご質問については、設置に関しては、保護者の意見を聞いて、つけるつけないというような判断をするものではなかったので、意見を聞いて判断したものではございません。先ほど申しましたように、「見守りカメラ」という意味合いで、すべての学校につけていき、様々な防犯上の問題、学校内で起きるトラブルなどの解決がしやすくなるだろうというようなことも含めまして、子どもたちの学校生活を見守るための意味合いで、つけるという方向になったものでございます。以上です。

赤松会長 山口委員、お願いします。

山口委員 すみません、山口です。
今初めてお聞きして、びっくりしていたんですけれども、見守りカメラというのは具体的にどの場所に設置するというお考えなんでしょうか。

赤松会長 お願いします。

教育部次長 はい。共用部分で、廊下に設置する予定でございます。

赤松会長 よろしいですか。はい。お願いします。

高垣委員 はい。吉村委員、関屋小学校のことで、ありがとうございます。
香芝西中学校の関屋の通学路に、自治会の方で一基、防犯カメラを設置させてもらっています。それも、教育委員会の設備の防犯灯の支柱と合わせて、防犯カメラをつけさせてくださいと言って許可をもらうのに、なかなかいかなかった。また、防犯カメラをつけた通りは、物騒なんです。そこに防犯カメラを一基、プラスして欲しいんです。坂道を下りて、上がっていく生徒と、まっすぐ行く生徒。今は、この近鉄線のガードを超える物騒なところを目がけて防犯カメラを設置していますけれども、もう一基、教育委員会の方でしてもらえませんか。維持管理がものすごくいりますので、防犯カメラを設置していただけたらと。

赤松会長 はい。ありがとうございます。
今日の案件1でお認めいただいた、香芝市の子どもたちにとって望ましい教育環境、「すべての児童・生徒が安全に安心して」という環境を作っていくのに、少し不都合な側面がありますよ、だから個別具体的にこういうことについてお願いしますという、貴重なご意見だったかなと思います。

ただ、防犯カメラ、見守りカメラに対して、カメラを設置するということについては、子どもの安全、安心の問題を保障するためですということでご理解いただける側面もある一方で、子どものプライバシー確保とかということ。もしかすると、反対側のご意見もあろうかと思ったりもしますので、その辺りは少し、事務局、市として慎重に声を拾い上げながらご対応いただければと思います。

教育部次長 通学路等の防犯カメラにつきましては、別で、すみません。この場ではなくてですね、別の場で一緒にご検討をさせていただきたいと思います。

赤松会長 はい、甲斐委員。

甲斐委員 カメラの話ですけれども、まず現状把握として、優先順位、人数が多いところからということでございますけれども、今回予算が通ったという話を聞きました。香芝中学校が多いのは分かるのですが、具体的にどこの学校に今、何台つけようとしているのかと、廊下というお話がありましたけれども、その説明が、まだ保護者にも何もなく、PTAの方にも何もないので、そこを少しだけ補足いただけたらと思います。お願いします。

赤松会長 はい。お願いします。

教育部次長 下田小学校と二上小学校に設置の予定でございます。下田小学校には16台、二上小学校23台です。

教育部長 すみません。見守りカメラの方に話が及んで、基準から少し外れているなということで、事務局の方から少しこの見守りカメラのことについてのご説明をさせていただきますけれども。安全、安心という意味で、これをつける方向で事務局としては計画をしており、すべての学校に順次つけていきたいということでございます。プライバシーのことについても、議会でもご議論ございましたけれども、決してこれは外に出るものでもございませし、厳重に管理するものでございますので、子どもたちをいわゆる監視というようなところでの利用は全く考えてございません。そのことも踏まえて、設置する前には、保護者の方にも、ご案内させていただきたいというふうに思います。見守りカメラのことについては、是非ともこれくらいにさせていただきたいと。これからさせていただくことについてのことでございますので、いろいろとご意見いただいたことを参考に進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

赤松会長 はい、お願いします。

吉村委員 一言だけいいですか。今の見守りカメラの設置に関しても、統廃合のことと一緒に思うんです。教育委員会で決まったことを、現場に下ろす過程の段階が非常に悪いというふうに思うんです。同じことだと思うんです。やる意味はどこにあるんですか、と。見守りカメラの設置も全小・中学校に入れますよと。ざっくりとはいいと思うんですが、その辺りを教育委員会がやりますよということではなしに、伝達手段というのを、しっかり心得て欲しいです。今も、会長が知らないような状態で、勝手に話が進んでしまっているということもあると思うので、その辺りの周知を、今後この問題も踏まえた中でしっかりしていただきたいなということで。決まったからやりますという話ではなく、順番、筋を間違えずうまく進めていただきたいなという意見です。

赤松会長 はい。ありがとうございました。
今、吉村委員からいただいたご意見を踏まえて、ぜひそのような形でお願いをしたいと存じます。よろしいでしょうか。

 そういたしましたら、案件2について、タイトルが「香芝市の適正規模・適正配置の基準について」となっていますが、本日はその周辺の、教職員の定数の基準がどのような形で算出されますということ、それについても概ね共通理解を得られたものかと思います。次回は、できるだけ可能な限り原案としてお示しできればと思います。

 はい、お願いします。

吉村委員 よろしいですか。今、この案件が何項目かありますよね。これは今後、意識調査をされるアンケートに、繋がっていくのだと僕は思うんです。要するに、そこも踏まえて、現状を報告していただいて、意識調査の資料としての役割というものを果たすのではないかなと思うんですけれども、会長いかがでしょうか。

赤松会長 今、吉村委員の方から案件3に関わるご意見を頂戴しました。案件2についての整理がまだ十分にできておりませんので、この段階でさせていただきたいんですが、先ほどの途中からいきます。

適正規模に関わる基準を今日、具体的に原案としてお示しするというのはまだ早いであろうということで、周辺のなところ、教職員の標準定数というのが、法制上の縛りもあって、どういうふうな形で算出されるのかということについて、まず今回は共通に理解をしていただいた上で、香芝市としては、今度は標準数ではなくて、適正規模、それを踏まえてどうするかというようなことについて、可能な限り具体的にご意見を頂戴できるように、原案として何かしらの形で具体的なものを示させていただきたいなと思います。次回に向けての課題は残りましたけれども、本日の案件2については、そのような整理でいかがでございましょうか。

各委員 (※異議なし。)

案件（3）市民の意向の反映方法について

赤松会長 はい。そういたしましたら、案件3については、申し訳ありません、時間がかかり押してしまっていますが、「市民の意向の反映方法について」とタイトルをそのようにいただいております。前回、副会長の方からも、調査は慎重にすべきであると。概ねそのようなご意見を頂戴しました。ごもっともな中身だと拝聴させていただいたわけですが、ただ、学術調査研究の世界で行われる調査と、行政基礎調査というものの性格の違いは、我々も少し押さえておく必要があるのかなと。その場合においても、仮に質問紙調査法というような方法をとるとするならば、設問の設定の仕方であるとか、対象に応じた適切な表現等、前回の委員会でご教示いただいたような手だては当然のこととしてやっていかななくてはいけないと。ただ、前回の会議でも同様の案件を諮らせていただきましたけれども、概ね市民の皆様方の意向をとらえることが必要であろうというご意見が、多数を占めていたかなと思います。事務局の方としても、香芝市民の皆様方のお考えの縮図を、教育行政に携わる立場としてもやはり把握しておきたいというようなことがございました。案件3について、具体的にどういう手法で、どういうところを対象にというようなところの問題が残ります。ただ前回、気になっていたのが、「調査」という表現を使ったとしても、その調査という表現のもとで、委員の皆様方の中で、手法がそれぞれ、必ずしも共通ではないのではないかなという思いを持ちました。調査をするなら、どのような方法で、どういう対象にというようなことを、一定、案に示していただいておりますが、これについては、次回にまわさせていただくということでもよろしゅうございましょうか。

はい。お願いします。

吉村委員 学校関係者以外の市民に調査をするというのは、無関心の方に知っていただくという部分ではいいかもしれませんが、無駄があると思います。アンケートとか意識調査は、2つの役割があります。皆様のご意見を聞かせてく

ださいという部分と、こういうことを香芝市は考えて検討委員会が事業をやっていますよという広報、この2つの役割があると思うんです。その辺りをしっかりと踏まえて調査をやるということで考えれば、学校関係者を対象にした方が。78,000人、そんな人数を対象に調査できるわけではないと思います。これも一つの意見として、すみませんけれども。

赤松会長 ありがとうございます。
はい、甲斐委員。お願いします。

甲斐委員 具体的な議論に入る前に、前回の議論で、14校の小中学校の学校運営協議会で、まず現状を教育委員会の方から説明いただくという話だったんですけども、現状がよくわかってないので、状況の情報共有をお願いしていいですか。

赤松会長 はい。私の把握というか、事前の打ち合わせの席上では、香芝市内の小中学校に設置されている学校運営協議会、全て回って説明をさせていただくということが、まだできていないと。おそらく学校運営協議会は学期末ぐらいに開催されるタイミングがあるかと思いますが、教育委員会の人的リソースの限界もあります。限られた学校にしかまだ行けていないというようなことで、その状況のお話をお伺いするというのは、いかがなものかなと思っていました。

甲斐委員 純粋な情報共有として、今14校のうち、何校ができていますかという質問と、今後どれくらいの時間がかかりそうですかという質問です。

赤松会長 はい。お願いします。

教育部次長 はい。今、2校行かせていただきました。香芝中学校と、志都美小学校の学校運営協議会に行かせていただいております。以上です。

甲斐委員 今後どのくらいの時間がかかりそうかというのは、目処というのは分かりますでしょうか。例えば2、3ヶ月とかそのようなレベルでもいいんですけども。

赤松会長 はい、お願いします。

教育部次長 学期に一度のところもございまして、我々の都合もございまして。来年度のことについては、いつ開催されるのかというのもすべて把握できてございませんので、できるだけ早い時期に行きたいとは思っています。1学期中には何とか回れるかなというふうには考えてございます。

甲斐委員 はい。ありがとうございます。
そこでもし何か説明内容とか資料とか、何か特記事項といたしますか。何か特別な話があった等ということがあれば、共有いただきたいんですけども。お願いいたします。その説明資料とか説明内容、どんなことをされたのか、簡単でいいのでお願いしていいですか。

赤松会長 お願いします。

教育部長 基本的には今、望ましい学校環境検討委員会というのが設置されて、3回の委員会が開催されている、と。1回目、2回目、3回目には、それぞれこ

ういったようなことがなされていると。

私は香芝中学校に行かせてもらいましたが、ベースとなるのは、今申し上げたような各3回の委員会の要旨を説明するというのが、メインのお話でした。香芝中学校に行きましたので、この委員会の役割といったようなものもあわせて、少し資料以外にも説明をさせていただいたというような経緯でございます。

これから1学期を目処に、あと残り12校を回る予定ですが、行くタイミングによって、開催回数もおそらく変わってくるであろうと思いますので、最新の情報をご説明するというのであれば、内容も少しずつ変わってしまう可能性も十分ございますが、そのことも踏まえて、またどういう進度で、どういう内容をご説明したかについては、皆様方に共有させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

甲斐委員

はい。ありがとうございます。今回2校行かれたということなんで、また資料等だけでも簡単でいいので、共有いただければ。我々検討委員会の方にも質問が来てしまいますので、検討委員会のメンバーがそこに行けるといいんですけれども、学校運営協議会に行けなかった場合にも、一応こういうふうにやっていますよという、簡単な説明が我々もできるようにしておきたいので、そこだけお願いいたします。

あと、これはもう一つ意見なんですけど、基本方針に関する廃止の説明をいただきましたけれども、学校運営協議会でこの辺りの説明もあったのでしょうか。それも我々検討委員会は、結構質問されるんですけれども。いかがでしょうか。

赤松会長

いかがでしょうか。
吉村委員、お願いします。

吉村委員

香芝中学校で説明を受けた立場として、先ほど説明があったように、1回、2回、3回の検討委員会の中で、その意向を受けて、ゼロベースで検討委員会を進めていきたいということは、過去の資料においては、一旦計画を発表している部分に関しては、破棄しますというふうなことを口頭でお聞きしました。

赤松会長

ありがとうございます。はい。どうぞ。

甲斐委員

ありがとうございます。

できれば学校運営協議会だけでなくですね、例えば、市のPTA協議会とか、自治連合会の方で、基本方針が作成された時には説明があったので、今回廃止になったということで、同じような形で説明の場を設けていただければというふうに思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。以上です。

赤松会長

適切な方法で情報の提供に努めていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

そういたしましたら、案件3に関わりましては、資料3とここに書かれていますけど、これはさらに詰めていく必要がございますし、先ほど吉村委員からもございましたとおり、次回も引き続きご審議いただくことになりました適正規模に関わる中身を、市民の皆様方に周知していただく機会にもなりますし、それに関するご意見も頂戴する機会にもなると。そういうことも視野に入れた中身にしようと思ったら、できなくもないということ、それも含めた議論で、次回またお願いをしたいというふうに思います。そんな取

り運びでよろしいでしょうか。

各委員 (※異議なし。)

赤松会長 はい。そういたしましたら、本日の委員会の振り返りをさせていただきたいと思います。

まず、案件1については、事務局に用意していただいた案の2番目で、最後の文言に鍵括弧をつけていきたいと思いますということでお認めいただきました。

次に案件2につきましては、次回、各委員の皆様方から具体的なお意見を頂戴しやすい形で、可能な限り原案としてお示しできるような形のものを用意をさせていただいて、それについてのご意見を頂戴できればと思います。

最後に案件3については、それとの関わりもありますので、それを含めるのか含めないのかということも合わせて、市民の方々の意向の調査をどうするかという形でまた再び議論をしていただければと思います。

案件（4）その他・連絡事項

赤松会長 その他、として用意されていますが、連絡事項等はございますか。

事務局・司会 事務局から連絡事項につきまして、まず1点目、議事録につきましては、また仮の案の状態で、委員の皆様にご内容をメールでお送りさせていただきましたので、ご確認をいただきまして、修正した後に、署名委員のお二人に、紙媒体で持参いたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

2点目、次回、第5回の検討委員会は、現時点の予定では、令和7年5月23日（金）の午前10時より開催を予定しておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

赤松会長 はい。ありがとうございました。

そういたしましたら、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきたいと存じます。

12時27分 閉会